

静岡県人事委員会は、静岡県職員の高齢者部分休業に関する規則をここに公布する。

令和4年12月20日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

## 静岡県人事委員会規則13-111

静岡県職員の高齢者部分休業に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、静岡県職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年静岡県条例第41号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認の申請手続)

**第2条** 高齢者部分休業の承認の申請は、様式第1号の高齢者部分休業承認申請書により、高齢者部分休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、高齢者部分休業の承認の申請について、その事由を確認する必要がある場合には、当該申請をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律110号）第19条第1項に規定する部分休業、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第15条の2第1項に規定する介護時間、勤務時間条例第15条の3第1項に規定する子育て部分休業又は職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-32）第12条第1項第10号に規定する特別休暇（以下「育児部分休業等」という。）を承認されている職員に対する高齢者部分休業の承認については、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1の時間から当該育児部分休業等の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 任命権者は、第1項の規定により職員から申請があった場合には、その可否を決定し、当該職員に対し、その結果を適当な方法により通知するものとする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

**第3条** 条例第3条第1項の人事委員会規則で定める手当は、静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第4号）の規定に基づき、特殊勤務手当の額が月額をもって定められているものとする。

2 条例第3条第1項の規定により勤務しないことについて給与を減額される時間数及び時間外勤務手当等の支給の基礎となる時間数は、職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則7-25）第28条第2項の例による。

3 条例第3条第1項の規定による給与額の減額の時期は、職員の給与に関する規則第28条の2の例による。

(承認の取消し又は休業時間の短縮の手続)

**第4条** 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となったことを理由として、当該職員の高齢者部分休業の承認を取り消し、又は高齢者部分休業に係る休業時間を短縮しようとするときは、様式第2号の高齢者部分休業承認取消・休業時間短縮同意書により、当該職員の同意を得るものとする。

2 条例第5条の人事委員会規則で定める場合とは、次の基準のいずれかに該当することにより、職員が次項の規定に基づき申請し、任命権者が、当該申請に係る高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮について、やむを得ない事情があると認めた場合とする。

- (1) 承認の申請に当たって申し出た理由が職員の責めに帰することができない事由により消滅したこと。
- (2) 承認の申請時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、高齢者部分休業の承認の取消し又は高齢者部分休業に係る休業時間の短縮が認められなければ、職員に著しい不利益が生じること。
- (3) 高齢者部分休業を承認された職員が、育児部分休業等の承認の申請をすること（当該申請に係る育児部分休業等の1週間当たりの合計時間の範囲内で、高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮をしようとする場合に限る。）。

3 前項の規定による高齢者部分休業の承認の取消し又は高齢者部分休業に係る休業時間の短縮の申請は、様式第3号の高齢者部分休業承認取消・休業時間短縮承認申請書により、高齢者部分休業の終了又は休業時間短縮を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

4 第2条第2項及び第4項の規定は、第2項の申請について準用する。

（高齢者部分休業の休業時間の延長の申請手続）

**第5条** 条例第6条に規定する休業時間の延長の申請は、様式第4号の高齢者部分休業時間延長・休業時間帯変更承認申請書により、休業時間の延長を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 第2条第2項及び第4項の規定は、前項の申請について準用する。

（高齢者部分休業の休業時間帯の変更手続）

**第6条** 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の休業時間について、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となったことを理由として、休業時間の合計に変更のない休業時間帯の変更ができるものとする。

2 任命権者は、前項の変更をしようとするときは、様式第5号の高齢者部分休業時間帯変更同意書により、当該職員の同意を得るものとする。

3 高齢者部分休業をしている職員は、休業時間の合計に変更のない休業時間帯の変更を申請することができるものとする。

4 前項に規定する休業時間帯の変更の申請は、様式第4号の高齢者部分休業時間延長・休業時間帯変更承認申請書により、休業時間帯を変更しようとする日の1月前までに行うものとする。

5 任命権者は、第3項の申請があつた場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該休業時間帯の変更を承認することができる。

6 第2条第2項及び第4項の規定は、第3項の申請について準用する。

（雑則）

**第7条** この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年1月4日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

高 齢 者 部 分 休 業 承 認 申 請 書

(任命権者) _____ 様 下記のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。		申請年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
		所 属 名 _____ 職 名 _____ 職 員 番 号 _____ 氏 名 _____ 生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ( _____ 歳)	
1 申請期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 から _____ 年 _____ 月 _____ 日 (定年退職日) まで		
2 休業時間	月	始業の時刻から _____ 時間 _____ 分	終業の時刻まで _____ 時間 _____ 分
	火	始業の時刻から _____ 時間 _____ 分	終業の時刻まで _____ 時間 _____ 分
	水	始業の時刻から _____ 時間 _____ 分	終業の時刻まで _____ 時間 _____ 分
	木	始業の時刻から _____ 時間 _____ 分	終業の時刻まで _____ 時間 _____ 分
	金	始業の時刻から _____ 時間 _____ 分	終業の時刻まで _____ 時間 _____ 分
	休業時間の合計 週当たり _____ 時間 _____ 分		
3 申請理由			
4 備考			

記入上の注意

- 「1 申請期間」欄の終期は、申請者の定年退職日を記載すること。
- 第2条第3項に規定する育児部分休業等を承認されている職員については、「2 休業時間」欄の「始業の時刻から」及び「終業の時刻まで」の字句は、それぞれ「育児部分休業等の終了する時刻から」及び「育児部分休業等の開始する時刻まで」と読み替える。
- 勤務時間条例第4条の規定により、特別の形態によって勤務する職員等で、「2 休業時間」欄により休業時間を記載することができない場合は、休業時間が分かる資料を別途添付すること。
- 申請の承認後、申請理由の消滅により承認の取消し又は休業時間の短縮を申請する可能性がある場合は、「4 備考」欄にその旨を記載すること。

様式第2号(第4条第1項関係)

高齢者部分休業承認取消・休業時間短縮同意書

(任命権者) _____様		同意年月日 _____年 ____月 ____日	
<input type="checkbox"/> 下記のとおり承認の取消しに同意します。 <input type="checkbox"/> 下記のとおり短縮後の休業時間に同意します。		所属名 _____	職名 _____
		職員番号 _____	氏名 _____
1 休業の終了日	_____年 ____月 ____日 まで		
2 短縮後の休業時間の開始日	_____年 ____月 ____日 から		
3 短縮後の休業時間	月	始業の時刻から 時間 分	終業の時刻まで 時間 分
	火	始業の時刻から 時間 分	終業の時刻まで 時間 分
	水	始業の時刻から 時間 分	終業の時刻まで 時間 分
	木	始業の時刻から 時間 分	終業の時刻まで 時間 分
	金	始業の時刻から 時間 分	終業の時刻まで 時間 分
			休業時間の合計 週当たり 時間 分 (短縮前の休業時間 週当たり 時間 分)
4 備考			

記入上の注意

- 承認の取消しの場合は「1 休業の終了日」欄を、休業時間の短縮の場合は「2 短縮後の休業時間の開始日」欄及び「3 短縮後の休業時間」欄を記載すること。
- 第2条第3項に規定する育児部分休業等を承認されている職員については、「3 短縮後の休業時間」欄の「始業の時刻から」及び「終業の時刻まで」の字句は、それぞれ「育児部分休業等の終了する時刻から」及び「育児部分休業等の開始する時刻まで」と読み替える。
- 勤務時間条例第4条の規定により、特別の形態によって勤務する職員等で、「3 短縮後の休業時間」欄により休業時間を記載することができない場合は、休業時間が分かる資料を別途添付すること。

様式第3号(第4条第3項関係)

高齢者部分休業承認取消・休業時間短縮承認申請書

(任命権者) _____様		申請年月日 _____年 ____月 ____日			
<input type="checkbox"/> 下記のとおり承認の取消しを申請します。 <input type="checkbox"/> 下記のとおり休業時間の短縮を申請します。		所属名 _____ 職 名 _____ 職員番号 _____ 氏 名 _____			
1 休業の終了日	_____年 ____月 ____日 まで				
2 短縮後の休業時間の開始日	_____年 ____月 ____日 から				
3 短縮後の休業時間	月	始業の時刻から	時間 分	終業の時刻まで	時間 分
	火	始業の時刻から	時間 分	終業の時刻まで	時間 分
	水	始業の時刻から	時間 分	終業の時刻まで	時間 分
	木	始業の時刻から	時間 分	終業の時刻まで	時間 分
	金	始業の時刻から	時間 分	終業の時刻まで	時間 分
			休業時間の合計 週当たり		時間 分
		(短縮前の休業時間 週当たり		時間 分	
4 申請理由					
5 備考					

記入上の注意

- 承認の取消しの場合は「1 休業の終了日」欄及び「4 申請理由」欄を、休業時間の短縮の場合は「2 短縮後の休業時間の開始日」欄、「3 短縮後の休業時間」欄及び「4 申請理由」欄を記載すること。
- 第2条第3項に規定する育児部分休業等を承認されている職員については、「3 短縮後の休業時間」欄の「始業の時刻から」及び「終業の時刻まで」の字句は、それぞれ「育児部分休業等の終了する時刻から」及び「育児部分休業等の開始する時刻まで」と読み替える。
- 勤務時間条例第4条の規定により、特別の形態によって勤務する職員等で、「3 短縮後の休業時間」欄により休業時間を記載することができない場合は、休業時間が分かる資料を別途添付すること。

様式第4号(第5条及び第6条第4項関係)

高齢者部分休業時間延長・休業時間帯変更承認申請書

(任命権者) 様		申請年月日 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 下記のとおり休業時間の延長を申請します。		所属名 _____	
<input type="checkbox"/> 下記のとおり休業時間帯の変更を申請します。		職 名 _____	
		職員番号 _____	
		氏 名 _____	
1 延長後又は変更後の休業時間の開始日	年 月 日 から		
2 延長後又は変更後の休業時間	月	始業の時刻から 時間 分	終業の時刻まで 時間 分
	火	始業の時刻から 時間 分	終業の時刻まで 時間 分
	水	始業の時刻から 時間 分	終業の時刻まで 時間 分
	木	始業の時刻から 時間 分	終業の時刻まで 時間 分
	金	始業の時刻から 時間 分	終業の時刻まで 時間 分
	休業時間の合計 週当たり 時間 分 (延長前又は変更前の休業時間 週当たり 時間 分)		
3 申請理由			
4 備考			

記入上の注意

- 第2条第3項に規定する育児部分休業等を承認されている職員については、「2 延長後又は変更後の休業時間」欄の「始業の時刻から」及び「終業の時刻まで」の字句は、それぞれ「育児部分休業等の終了する時刻から」及び「育児部分休業等の開始する時刻まで」と読み替える。
- 勤務時間条例第4条の規定により、特別の形態によって勤務する職員等で、「2 延長後又は変更後の休業時間」欄により休業時間を記載することができない場合は、休業時間が分かる資料を別途添付すること。

様式第5号(第6条第2項関係)

高齢者部分休業時間帯変更同意書

(任命権者) 様		同意年月日 年 月 日	
下記のとおりに休業時間帯の変更に同意します。		所属名 _____	
		職 名 _____	
		職員番号 _____	
		氏 名 _____	
1 休業時間帯の 変更の開始日	年 月 日 から		
2 変更後の 休業時間	月	始業の時刻から 時間 分	終業の時刻まで 時間 分
	火	始業の時刻から 時間 分	終業の時刻まで 時間 分
	水	始業の時刻から 時間 分	終業の時刻まで 時間 分
	木	始業の時刻から 時間 分	終業の時刻まで 時間 分
	金	始業の時刻から 時間 分	終業の時刻まで 時間 分
			休業時間の合計 週当たり 時間 分
3 備 考			

記入上の注意

- 第2条第3項に規定する育児部分休業等を承認されている職員については、「2 変更後の休業時間」欄の「始業の時刻から」及び「終業の時刻まで」の字句は、それぞれ「育児部分休業等の終了する時刻から」及び「育児部分休業等の開始する時刻まで」と読み替える。
- 勤務時間条例第4条の規定により、特別の形態によって勤務する職員等で、「2 変更後の休業時間」欄により休業時間を記載することができない場合は、休業時間が分かる資料を別途添付すること。